

米原市緑の基本計画 (概要版)

平成20年3月

米 原 市

目 次

1	計画の前提	1
1.1	計画の背景と目的	1
1.2	緑の基本計画の位置づけ	2
1.3	計画の内容と構成	3
2	現況調査	5
2.1	概況	5
2.2	緑の現況	5
2.3	都市における緑の機能毎の整理	8
2.4	アンケート調査	9
2.5	緑の課題	10
3	基本方針	12
3.1	基本方針の設定	12
3.2	施策の体系	15
3.3	計画のフレーム	16
3.4	緑地確保目標水準	17
4	施策の方針	19
4.1	緑の創出・整備にかかわる施策	19
4.2	緑の保全に関わる施策	24
4.3	緑の育成に関わる施策	26
4.4	緑地配置のまとめ	29
4.5	地域別の施策の整理	31
5	緑化重点地区計画	33
5.1	緑化重点地区の設定	33
5.2	地区別の計画	34

1.計画の前提

1.1 計画の背景と目的

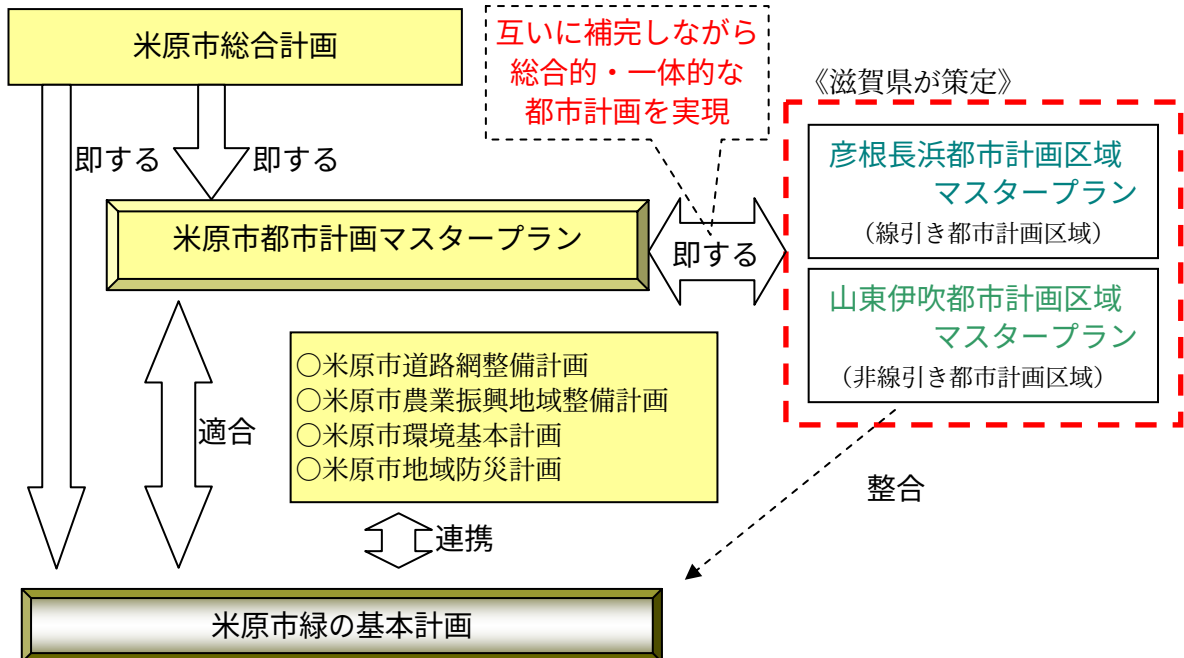
「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づいて市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。市が住民とともに、独自性・創意工夫を発揮した個性のある計画を策定することができます。また、事業の必要性や効果が明確となり、国・県の補助事業等の導入が容易になります。

計画においては、市の緑の現状や緑に対する多様な住民のニーズを踏まえ、公共施設としての緑や民有地の緑を幅広くとらえて、そのまちの将来における緑のあるべき姿（緑の将来像）を設定します。また、市街地の緑地面積率を定めて緑地整備の達成目標を明確にする他、公園緑地、河川、樹林地等を組み合わせ、「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観」など緑の有する機能を有効に発揮するように、緑の配置計画や実現のための施策の方針を定めます。

「緑の基本計画」を策定することによって、計画的に都市公園や緑地等の整備が出来ることと、法的な規制も含めた緑の保全・創出を推進することによって、緑豊かな潤いあるまちづくりを実現することができます。

1.2 緑の基本計画の位置づけ

緑の基本計画の位置づけと計画で定める事項は以下のとおりです。



■緑の基本計画で定める内容（都市緑地法第4条）

（必ず定める計画事項）

- ◎緑地の保全及び緑化の目標
- ◎緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

（必要に応じ定める事項）

- ・地方公共団体の設置に係る都市公園の整備方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進に関する事項
- ・特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項
- ・緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項
- ・緑化地域における緑化の推進に関する事項
- ◎緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

※米原市緑の基本計画で定める内容 …… ◎

1.3 計画の内容と構成

①対象区域

米原市域全体を対象とします。

②目標年次

米原市緑の基本計画は、概ね20年後を目標とした都市の将来像を展望した上で定めます。ただし、社会経済状況の大きな変動や上位関連計画などの改定に対して柔軟に対応するため、施策に関しては概ね10年後を中間年次、20年後を目標年次として計画を行います。

③計画の構成

計画の内容と構成は以下のとおりです。

1. 計画の前提

- ①計画の背景と目的 : 緑の基本計画策定の背景と目的を示します。
- ②緑の基本計画の位置づけ : 緑の基本計画の位置づけと計画で定める事項について示します。
- ③計画の内容と構成 : 緑の基本計画の対象区域や目標年次、計画の内容と構成について示します。

2. 現況調査

- ①概況 : 米原市の概況、特性について整理します。
- ②緑の現況 : 緑の基本計画で対象となる緑（施設緑地、地域制緑地）の現状について把握します。
- ③都市における緑の機能別の整理 : 現状把握した緑について緑地機能別（環境保全系統・レクリエーション系統・防災系統・景観系統）で整理します。
- ④アンケート調査 : 各自治会に緑に対する主な意見や要望についてアンケートを実施し、住民意向について把握します。
- ⑤課題の整理 : 米原市における緑のまちづくりにあたっての課題を整理します。

3. 基本方針

- ①基本方針 : 米原市の緑の特性や地域ニーズ等を踏まえ、米原市における緑の将来像を示します。
- ②施策の体系 : 緑の将来像を具現化するための施策の体系について示します。
- ③計画のフレーム : 計画策定に当たっての目標年次や将来人口について設定します。
- ④緑地の確保目標水準 : 目標年次における緑地の確保目標水準を示します。

4. 施策の方針

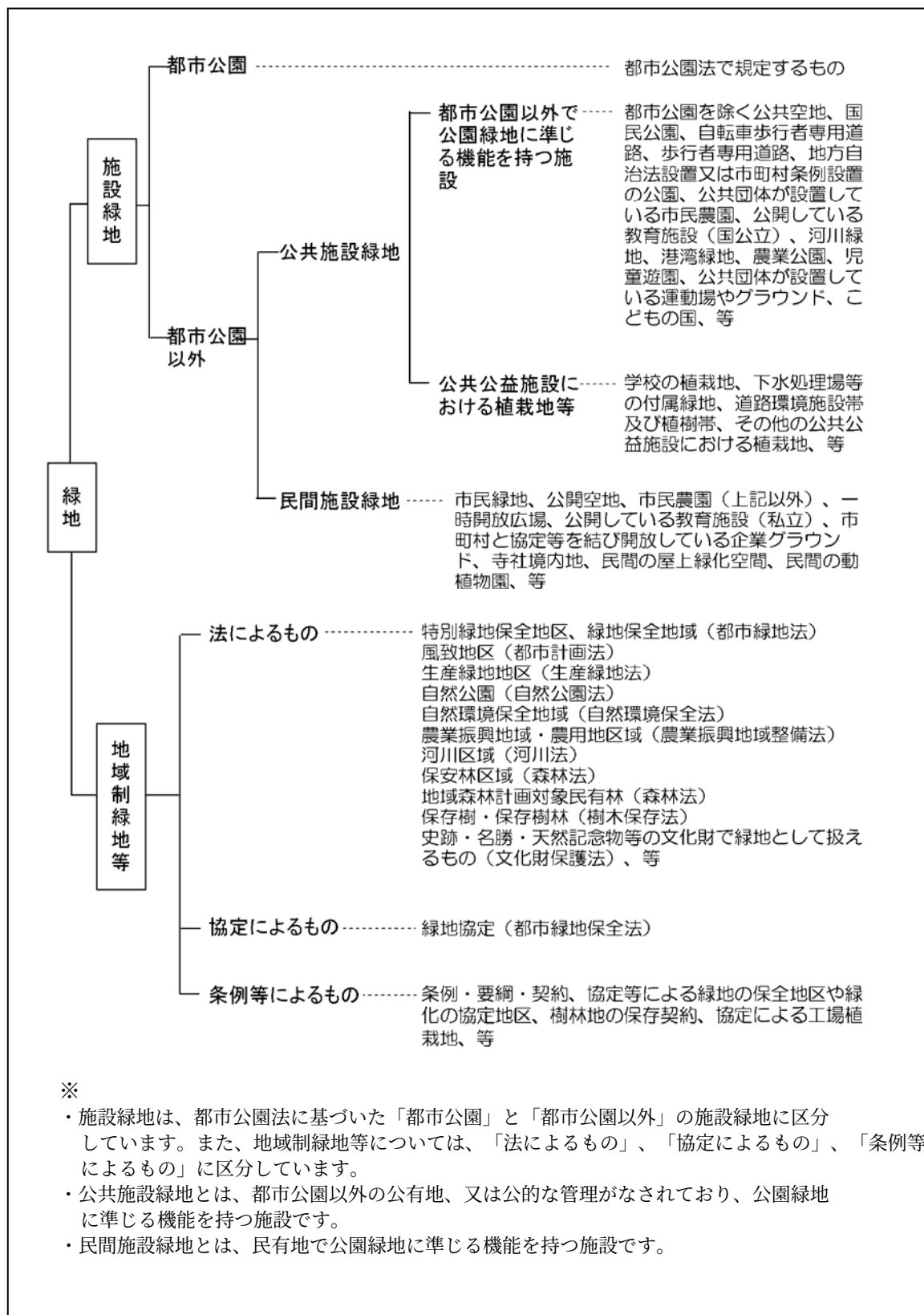
- ①緑の創出・整備に関わる施策 : 都市公園などの施設緑地の配置計画や整備・管理の方針に関わる施策を示します。
- ②緑の保全に関わる施策 : 地域制緑地を中心として、緑の保全に関わる施策を示します。
- ③緑の育成に関わる施策 : 都市緑化の方針や緑化活動等の緑化推進方策を示します。
- ④緑地配置のまとめ : これまでまとめた施策について平面図として示し、緑地整備量についてまとめます。
- ⑤地域別の施策の整理 : 地域別における緑地整備・保全・育成の方針について整理を行います。

5. 緑化重点地区計画

- ①緑化重点地区の設定 : 緑化重点地区指定要件に基づいて、緑化重点地区を設定します。
- ②地区別の計画 : 地区別の具体施策について整理を行います。

④対象となる緑の定義

緑の基本計画において対象となる緑は以下のように分類されます。



2. 現況調査

2.1 概況

●位置・面積

- ・滋賀県東北部地域の中心に位置。
- ・市域の面積は250.46km²。※

※琵琶湖分を含めた面積。本計画で示す図面では、行政区域として琵琶湖を含まないエリアを行政区境界として表示。

●地形・地質・植生

- ・南北に細長い地形。
- ・市域総面積の約7割が森林や湖面。伊吹山と霊仙山が代表的な山地。
- ・南西部は琵琶湖に接しており、清流姉川と天野川が市域を縦断して流れる。
- ・植生は、その大半が針葉樹と広葉樹の混在する樹林地と平野部に広がる水田。

●人口

- ・平成17年人口：41,009人

(山東地域13,412人、米原地域12,103人、近江地域9,809人、伊吹地域5,685人)

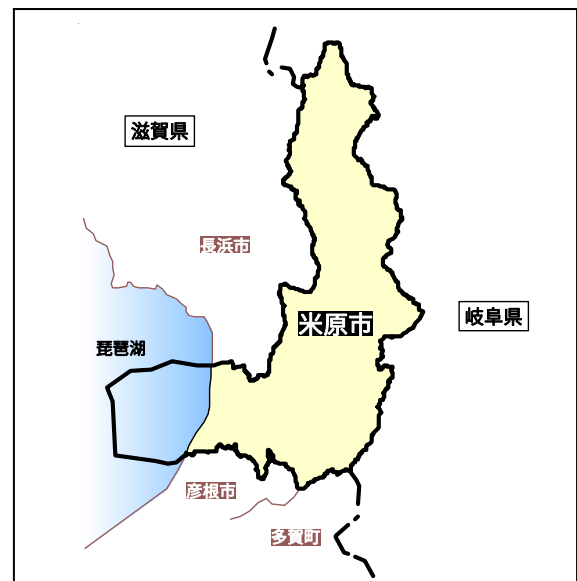
●都市計画の指定状況

- ・米原地域、近江地域は、彦根長浜都市計画区域に属し区域区分（線引き）がなされており、山東地域、伊吹地域は山東伊吹都市計画区域に属し、非線引き。

●交通網

- ・京阪神、中京圏、北陸圏を結ぶ場所に位置しており、交通の要衝。鉄道網としては、東海道本線・北陸本線・東海道新幹線・近江鉄道、広域幹線道路としては名神高速道路・北陸自動車道、一般国道では8号・21号・365号が通過。

■米原市の位置



2.2 緑の現況

①施設緑地

- 市街地や集落毎に身近な都市公園等が配置、近隣公園程度の規模・機能を有す公園が不足
- 広域型スポーツ・交流系レクリエーション拠点は「グリーンパーク山東」、自然系レクリエーション・ふれあい拠点は伊吹山周辺地域と霊仙山周辺地域
- 市街地に近接して保全型の緑地である都市緑地（天野川緑地）が配置
- 1人あたりの都市公園等現況量は供用済み公園を対象とすると約13 m²/人
- 市域全域に社寺境内地が分布し民間施設緑地として274箇所を抽出（300m²以上）

■市全体の都市公園等の現況

年次	現況(平成19年) m ² /人			備考 (国の指標)
	A	A'	B	
都市公園	6.0	1.0	(20.0)	10m ² /人 ※1
公共施設緑地	11.8	11.8	(11.8)	-
合計(都市公園等)	17.8	12.8	(31.9)	20m ² /人 ※2

※A：都市計画決定済み未供用の公園緑地を含み、天野川緑地を含まない

※A'：供用済みの公園緑地に限定し、天野川緑地を含まない

B：都市計画決定済み未供用の公園緑地を含み、天野川緑地を含む

※1 都市公園法施行令第1条 ※2 都市計画中央審議会答申(H7)

■地域別の供用済み都市公園等の1人あたり面積

	米原地域	近江地域	山東地域	伊吹地域
1人あたり都市公園等面積 (m ² /人)	7.4	12.0	10.9	30.6

②地域制緑地

●市東部や南部の山地が自然公園や保安林に指定

●市街地に近接して風致地区が配置

(米原風致地区、横山風致地区、彦根長浜湖岸風致地区、磯山風致地区)

●市街地の周囲の農業地である平坦地は農業振興地域農用地区域に指定

●他に文化財として指定されている緑地資源が見られる

③現況緑地量

本市における現況の都市公園等面積合計値は、天野川緑地を含めると約131ha、1人当り面積約32m²です。供用済み面積では、約52ha（約13m²/人）であり、国が参考として示している20 m²/人に対しては不足しています。

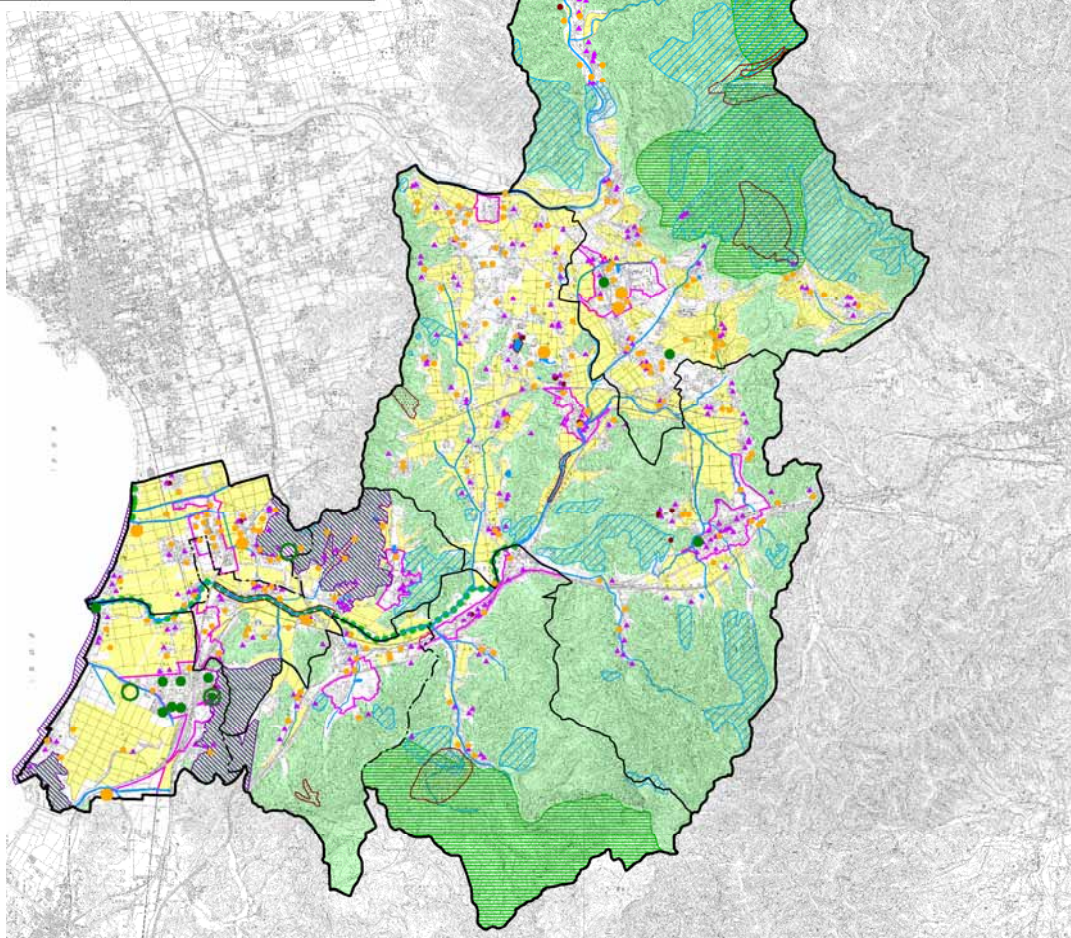
また、市街化区域・用途地域内における緑地の割合は約3%、行政区域内における緑地の割合は約85%（琵琶湖水面を除く）となります。

■緑地集計表(都市計画決定済み面積を含む)

区 分		米原・近江地域		山東・伊吹地域		合計(ha)	市街化 区域内 緑地量	天野川緑 地を含む 1人あたり 面積(m ²)	天野川緑 地を含ま ない1人あ たり面積 (m ²)	現況供用 面積(ha)	現況供用 1人あたり 面積(ha)
		市街化 区域	市街化 調整区域	用途地域	用途地域 外						
施設 緑地	都市公園	3.10	78.64	0.26	0.15	82.15	3.36	20.0	6.0	3.90	1.0
	公共施設緑地	1.45	15.46	4.13	27.52	48.56	5.58	11.8	11.8	48.56	11.8
	都市公園等合計	4.55	94.10	4.39	27.67	130.71	8.94	31.9	17.8	52.46	12.8
	民間施設緑地	2.62	13.10	3.77	19.86	39.35	6.39				
施設緑地合計		7.17	107.20	8.16	47.53	170.06	15.33				
地域 制 緑 地	法 に よ る もの										
	緑地保全地区	-	-	-	-	-	-				
	風致地区	1.11	550.71	-	-	551.82	1.11				
	自然公園	-	889.70	-	2,229.28	3,118.98	-				
	農振農用地	-	1,101.84	-	1,723.64	2,825.48	-				
	保安林	-	197.53	-	5,246.91	5,444.44	-				
	地域森林計画対象民有林	-	3,685.66	-	10,137.77	13,823.43	-				
	河川区域	1.61	47.14	1.37	90.75	140.87	2.98				
	文化財として指定されている緑地	0.25	114.83	-	203.66	318.74	0.25				
	条例等によるもの	-	-	-	-	-	-				
地域制緑地小計		2.97	6,587.41	1.37	19,632.01	26,223.76	4.34				
地域制緑地間の重複		0.25	1,696.64	-	5,732.52	7,429.41	0.25				
地域制緑地合計		2.72	4,890.77	1.37	13,899.49	18,794.35	4.09				
施設・地域制緑地間の重複		0.25	24.18	-	10.24	34.67	0.25				
緑地現況量総計		9.64	4,973.79	9.53	13,936.78	18,929.74	19.17				

■緑地現況図

		凡 例	
施設緑地	都市公園等	現況	計画
		●	○
		●	○
	公共施設緑地	—	...
		●	○
		●	○
	民間施設緑地	▲	
地域制緑地		■	■
		■	■
		■	■
		■	■
		■	■
		■	■
		■	■
その他		■	■
		■	■
		■	■
		■	■
		■	■

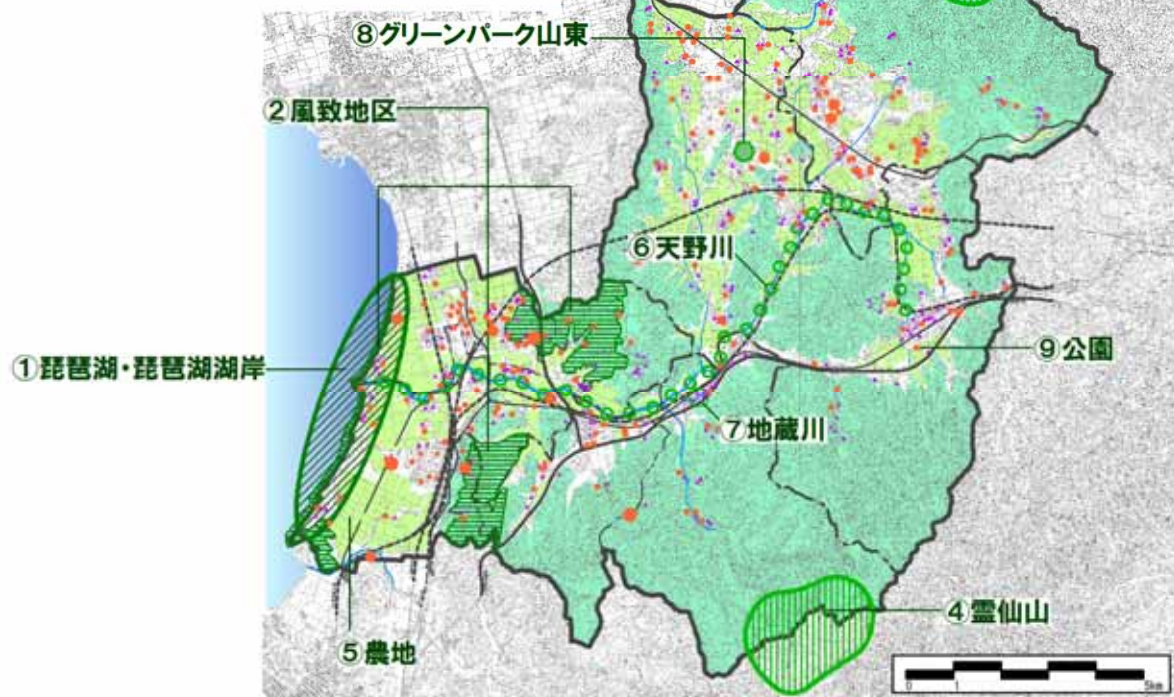


2.3 都市における緑の機能別の整理

都市において緑の持つ4つの機能（環境保全、レクリエーション、防災、景観）別に、本市の緑について整理を行うと以下のように整理されます。

■系統別緑地機能

番号	記号	対象となる緑	環境保全系統	レクリエーション系統	防災系統	景観系統
①		琵琶湖・琵琶湖湖岸	○	○		○
②		風致地区	○		○	○
③		山林	○		○	○
④		伊吹山・霊仙山周辺	○	○	○	○
⑤		農地	○		○	○
⑥		天野川	○	○		○
⑦		地藏川	○			○
⑧		グリーンパーク山東	○	○	○	○
⑨		公園・レクリエーション地等	○	○	○	
⑩		社寺林	○			○
⑪		河川 (錦川及びその他の河川)	○			○
		道路・街路樹 (国道・県道及びその他の道路)	○		○	○
		公共施設・文化施設の緑		○	○	○
		野鳥や昆虫等の生き物の生息地 (ゲンジボタルの発生地である天野川沿岸、梅花草やハリヨの生息する地藏川をはじめとした河川や樹林地内等の各種動植物の生息地。)	○			○



2.4 アンケート調査

アンケートの調査結果概要は以下のとおりです。

① アンケート概要

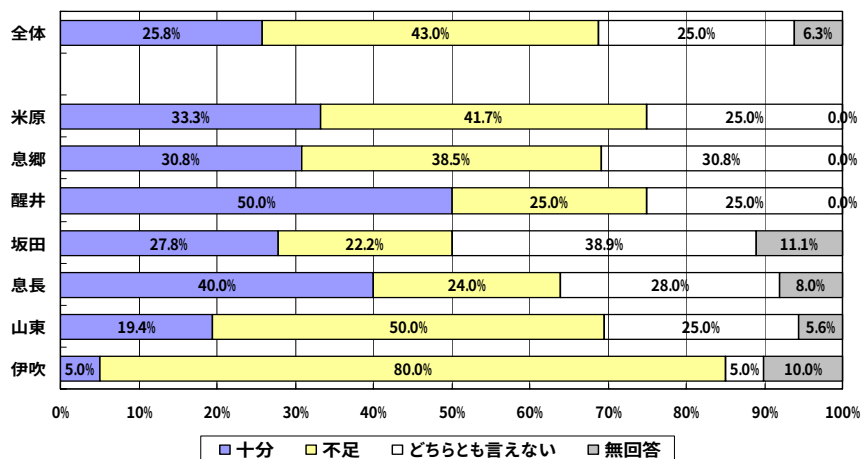
- 調査方法:説明会を実施し、アンケート用紙を配布後、郵送にて回収
- 調査期日:平成18年11月実施、12月回収
- 調査対象:各自治会の役員
- 調査数 :128自治会

米原地域29（米原学区12、息郷学区13、醒井学区4）、近江地域43（坂田学区18、息長学区25）、山東地域36、伊吹地域20

② 調査結果

1) 公園緑地についての整備状況

- ・不足していると感じている割合が高い。特に山東地域、伊吹地域で不足の割合が高くなっている。



2) 新たに整備する公園や緑のイメージ

- ・お年寄りや子どもに利用しやすい公園や、自然を活かした公園整備が最も多い。

3) - 1 新たに墓地を整備する必要性

- ・新たな墓地の整備に対しては、「いらない」が約4割以上で最も多く、「必要」を選択した数を上回っている。地区毎でバラつきがみられる。

3) - 2 墓地を整備する場合のタイプ

- ・必要を選択した人を対象にした墓地の整備タイプに関わる調査では、「公園に隣接、又は公園一体型をあわせる」を選択した人がと5割以上となった。

4) 残したい緑

- ・地区毎で住民のなじみの深い自然（川、社寺内の樹林、山、身近な緑等）が上げられている。

5) 緑化活動への取り組み

- ・行政から支援を受けて実施している活動が中心であるが、地区で独自に大切にしたい場所の緑化保全活動などを実施している例も多く見られる。

6) 自由意見、行政への要望

- ・公園や河川の植栽維持管理に対する支援への要望や、希望する公園整備、緑化推進のイメージに対しての意見が概ね半分ずつぐらいの割合となっている。

2.5 緑の課題

①全体課題

- ・近隣公園相当の機能を有す公園の適正な配置
- ・都市計画決定済み未供用公園の整備
- ・地域特性やニーズに対応した公園緑地の整備、管理
- ・市全体の緑のネットワーク形成につながる緑地の整備、保全
- ・米原市の緑の骨格や軸となる緑地の保全
- ・市街地や集落地の環境を良好に保つ緑地の保全
- ・米原市の特徴的な自然、景観を守り育てる緑の保全と育成
(里山の保全、松くい虫対策、ホタルやハリヨの生息環境の保全)

②地域別課題

・米原地域 米原学区

未供用都市公園の整備推進/米原駅東土地区画整理事業地内の公園整備推進/磯山城址や磯山風致地区の里山を活用した環境整備/天野川、琵琶湖湖岸の緑地環境の保全と活用/蓮原農村公園の充実

・米原地域 息郷学区

近隣公園相当の公園整備/天野川の緑地環境の保全と活用/工業団地内の緑化推進/里山の保全活用

・米原地域 醒井学区

近隣公園相当の公園整備/天野川の緑地環境の保全と活用/学習・レクリエーションの場として醒井養鱒場の活用を推進/旧宿場町の歴史的町並みと一体となった水辺や緑の保全

・近江地域 坂田学区

未供用都市公園の整備推進/天野川の保全と活用、湖岸緑地の保全や整備の充実/日撫山周辺の緑の保全と活用

・近江地域 息長学区

近隣公園相当の公園整備/天野川の保全と活用/かぶと山、大谷池周辺の緑の保全と活用

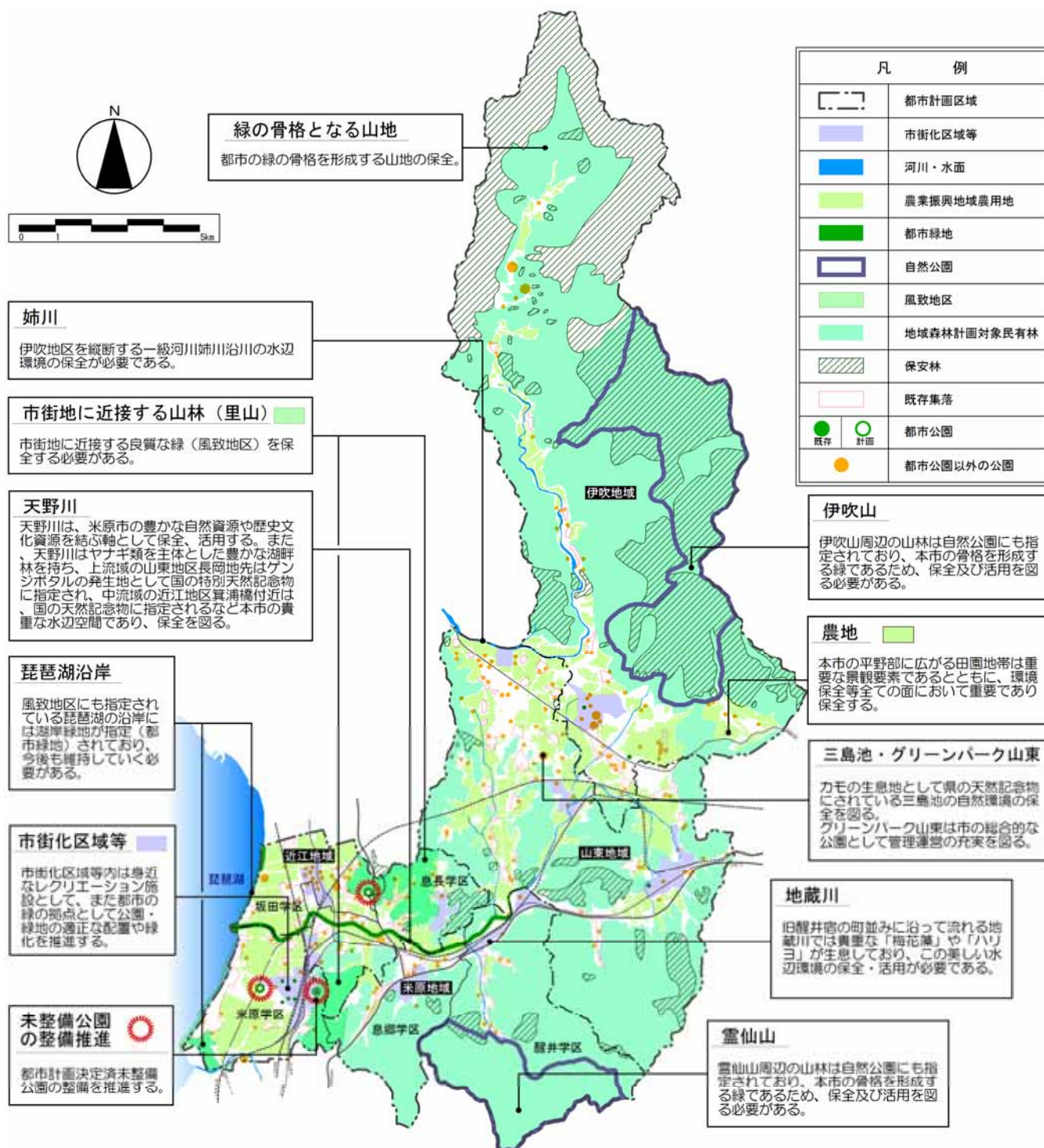
・山東地域

近隣公園相当の公園整備/旧宿場町である歴史特性を活かした緑化や公園整備/天野川や梓川などの保全と活用/三島池の保全、「グリーンパーク山東」の運営管理の充実/観音寺山（横山）の保全・整備

・伊吹地域

近隣公園相当の公園整備/姉川や伊吹山を核とした自然を活かしたレクリエーション環境整備/地域間交流の拠点となる緑地の充実、緑化推進/姉川の保全と活用

■課題図



3.基本方針

本市は、東に滋賀県の最高峰となる伊吹山、南には霊仙山がそびえ、総面積の約7割が森林によって占められています。また、天野川と姉川が市域を縦断して流れ、森林にたくわえられた水が母なる琵琶湖に注いでおり、水と緑に恵まれた自然豊かな地域です。

特徴ある自然としては、伊吹山や霊仙山の雄大な風景やのどかな田園・里山風景、天野川などのゲンジボタル、三島池のマガモ、醒井のハリヨや梅花藻などが挙げられます。また、古くから近畿・中部・北陸を結ぶ交通の要衝として発展してきたまちであり、由緒ある歴史文化財などが良好な樹林と一体となって市街地や集落に点在しています。

そうした中、本市は、総合計画における市の将来像を「自然きらめき ひと・まち と きめく 交流のまち」と設定し、自然に包まれたやすらぎのある暮らしを基盤に、地域の特性を活かした個性あるまちづくりによってにぎわいと活気のあるまちづくりを行い、交流機能を高め、新たな地域文化を創造・発信していくことを目指しています。また、政策の一つとして、田舎の良さと地域の絆と都会の便利さを兼ね備えた田舎都市をかがげ、訪れる人々を魅了するいやしのまちとしての位置づけを行っています。

市街地では土地区画整理事業等により新しいまちづくりが進展し、新たな緑地整備や道路の緑化、民有地の緑化等への展開が推進されています。市街地内の緑は少ない状況ですが、市街地に隣接した風致地区の緑や天野川沿いの樹林地、農地等が市街地や集落を囲んでおり、緑豊かな周辺環境に恵まれています。一方、緑は、都市環境保全や防災機能向上、美しい景観形成、健康づくり・レクリエーションの場としての機能を有しています。近年では、環境保全に対する市民意識が高まってきており、本市においても、例えば市民主体の里山保全活動への取り組みも始まっています。また、自然とのふれあいの場、環境学習の場としての活用や、地域コミュニティの形成を図る場、市民団体による市民活動・交流の場としての活用も広がっています。

本計画では、このような地域の骨格となる緑や地域固有の緑（伊吹山や霊仙山、風致地区の緑）と、歴史性・文化性を有し住民との関わりが深い社寺林や拠点的な緑（公園緑地）、連続する緑（街路樹、河川、民有地の緑化）をおりませながら、都市全域にわたる緑のネットワークづくりを行い、快適で米原らしい都市環境の創造を図ることを目標とします。

そして、空間構成上の基盤として、伊吹山山麓と琵琶湖を結ぶ天野川・姉川と、琵琶湖湖岸、及び琵琶湖から米原駅周辺を中心市街地をつなぐ道路・河川を緑の軸として位置づけます。特に、天野川は、国指定の特別天然記念物および天然記念物であるゲンジボタルの発生地でもあり、住民アンケートにおいても全地域において「残したい緑」として、あるいは「緑化活動の場」として取り上げられ市民に深く愛着がもたれています。

これらの緑を保全・整備・育成することにより、よりよい緑を次世代に継承し、本市が水と緑に恵まれた田舎都市として発展していくことを図るものとします。

これまでの整理を踏まえ、市全体における緑の将来像と基本方針を以下のように設定します。

◆緑の将来像

伊吹山麓から琵琶湖をつなぐ水と緑のネットワークづくり
～水と緑のきらめく田舎都市 まいばら～

◆基本方針

●●緑をまもる 「水と緑に恵まれた、良好な都市環境の保全」

- ・伊吹山や霊仙山周辺の都市の骨格を形成する山地の緑を保全します。
- ・本市の緑を支える骨格軸として琵琶湖湖岸、天野川・姉川・地蔵川等の多様な水辺地の緑を保全する。特に天野川と姉川は本市の豊かな自然や歴史文化資源を結ぶ軸線であり、本市の環境軸として位置づけます。
- ・市街地に近接する身近な緑である風致地区や農地の緑を保全し、良好な都市環境保全に役立てます。
- ・歴史的資源と一体となった緑や、ホタル・ハリヨ・梅花藻などの貴重な動植物の生息する環境を保全します。

●●緑をつくる 「集い、賑わい、憩う、交流の緑を整備する」

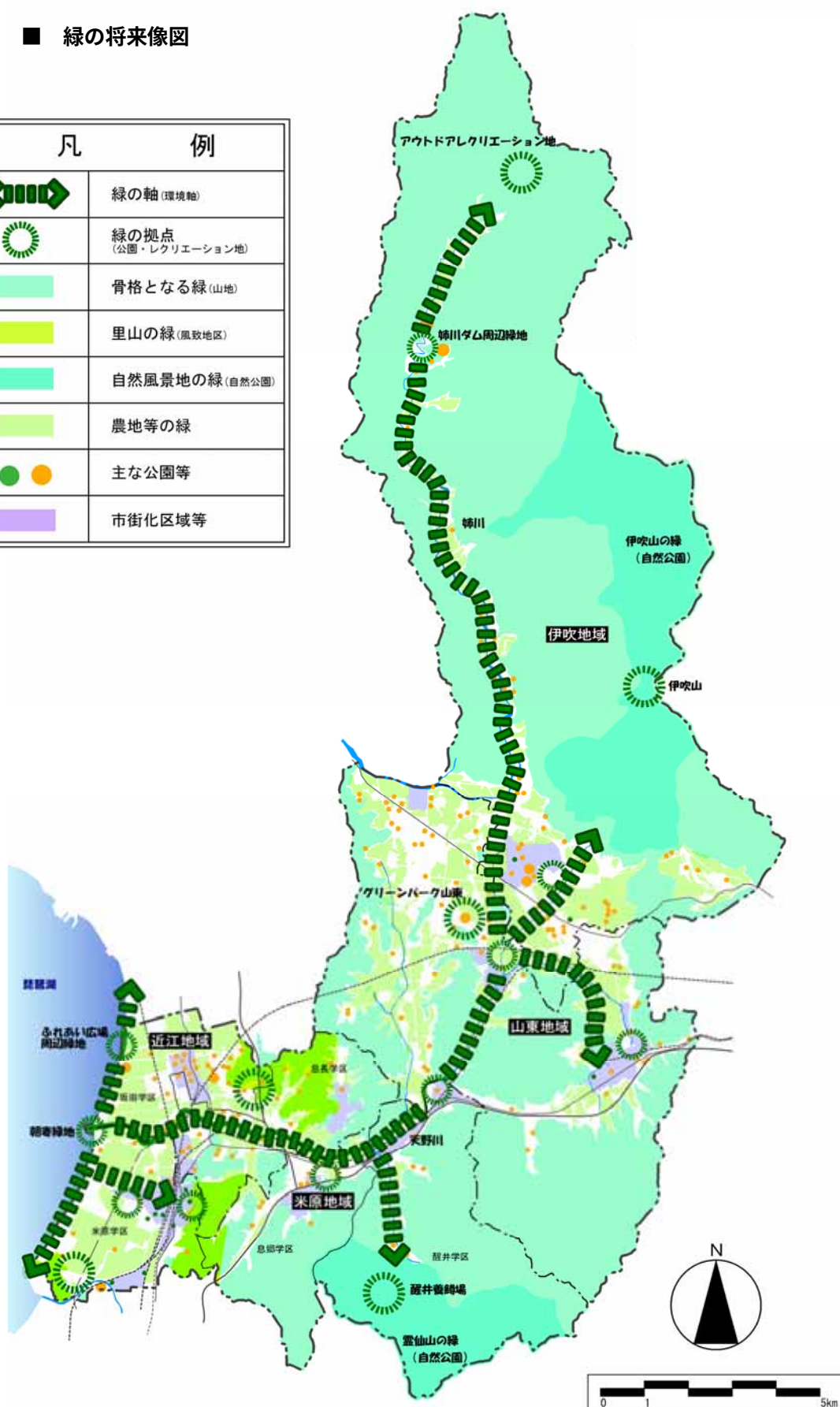
- ・本市を代表する公園である「グリーンパーク山東」や琵琶湖周辺の緑地、伊吹山周辺のアウトドアレクリエーション地などを、市内外の人々が訪れ、にぎわい、憩う場となるよう整備・充実を図ります。
- ・地域における緑の拠点となる都市公園を現況の配置状況や住民ニーズを踏まえ適正に配置します。また、都市計画決定済み未供用の都市公園の整備推進を図ります。
- ・既設公園や草の根広場の整備充実、活用を推進します。
- ・都市景観や防災機能向上につながる公園緑地の整備を推進します。

●●緑を育てる 「緑をみんなで育成し、緑で市全体をつなぐ」

- ・緑の拠点を河川や湖岸による水の軸や街路樹のある道路でつなぎ、水と緑のネットワークの形成を図ります。特に、琵琶湖から天野川を経由して伊吹山麓に至るエリアと、琵琶湖から米原駅周辺の中心市街地に至るエリアは、緑のネットワーク軸として重視します。
- ・沿道、河川沿い、湖岸沿い、公園、公共施設、歴史資源、民有地等の緑化を市民参加のもと進めます。
- ・市街地に近接する良好な樹林地を、市民の里山活動の場として活用を図ります。

■ 緑の将来像図

凡 例	
	緑の軸 (環境軸)
	緑の拠点 (公園・レクリエーション地)
	骨格となる緑 (山地)
	里山の緑 (風致地区)
	自然風景地の緑 (自然公園)
	農地等の緑
	主な公園等
	市街化区域等



3.2 施策の体系

本市の緑の施策は、

- ・良好な現況の緑を保全していく「緑をまもる」
- ・新たな緑を創り出す「緑をつくる」
- ・市民参加のもと、みんなで育てる「緑を育てる」

の3つを柱に展開していきます。

また、各種施策は、行政・市民・事業者がそれぞれの立場でかわり、協力し進めていくことが重要です。以下の表に、各施策の体系と各主体が関わる項目について明示しました。

■施策の体系

区 分	施 策		内 容	取り組み主体		
				行政	市民	事業者
緑をまもる	樹林地、里山の保全		・風致地区 ・自然公園 ・保安林 ・地域森林計画対象民有林 ・緑地保全地域制度や市民緑地制度の活用	●		
	文化財となる樹林地保全		・史跡・天然記念物の指定継続	●		
	優良農地の保全		・農用地区域の適切な保全	●		
	河川の保全・活用		・河川区域の適切な保全	●		
緑をつくる	緑の拠点の整備		・地区公園・近隣公園等の整備 ・緑化重点地区制度の活用 ・既存レクリエーション地の充実 ・防災に配慮した公園整備	●		
	身近な緑の充実		・都市公園等の適正な維持管理	●	●	
緑を育てる	緑のネットワーク整備		・道路や河川の緑化 ・公共公益施設の緑化 ・学校の緑化	●		
			・民有地の緑化		●	●
	緑化活動の推進	緑の普及・啓発	・広報活動の推進	●		
			・緑化行事の開催 ・苗木配布、記念植樹の推進	●	●	●
		環境学習、里山活動の推進	・環境学習や里山活動への支援 ・小学校等の総合学習での環境学習としての活用	●	●	●
			・里山の維持・保全(松くい虫対策等)	●		
		住民参加の推進	・参加型公園づくりの検討 ・公園愛護会制度の検討	●	●	
			・ボランティア活動の推進、支援	●	●	●
緑化の助成・表彰		・緑化助成・表彰制度等の検討	●	●	●	

3.3 計画のフレーム

①目標年次

概ね20年後を目標年次、概ね10年後を中間目標年次と設定

本計画の長期的な将来の姿である目標年次は「米原市都市計画マスタープラン」の目標年次に合わせ概ね20年後とします。また、具体的な目標となる中間年次は、概ね10年後です。

②人口フレーム

将来人口は42,000人とする

米原市の平成17年の国勢調査人口は41,009人であり、市総合計画では平成27年の将来人口は42,000人と推測されています。緑の基本計画における人口フレームは、概ね20年後についても42,000人を維持するものとして設定します。なお、平成17年人口からの増加分は、米原地域内の土地区画整理事業等の市街地整備により発生するものです。

3.4 緑地の確保目標水準

①都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標を20m²/人として設定
(天野川緑地を含むと45m²/人)

都市公園等の施設（都市公園に準じる施設を含む）として整備すべき緑地の目標水準は、国の指標としては緑の政策大綱（平成6年7月）及びこれまでの施策目標の経緯等を踏まえて住民1人あたり20m²とすることを目標とすることが望ましいとされています。

米原市の都市公園等の配置（計画決定済み面積を含む、天野川緑地は含まない）は、都市公園の他、都市公園に準じる施設である公共施設緑地が比較的充実して配置されているため、1人あたり緑地量は約18m²/人程度となっていますが、都市公園等の内、約2/3が未供用であり供用区域面積としては約13m²/人程度の状況です。地域によってはある程度のまとまりのある近隣公園程度の身近な公園が不足しています。

このため、緑地確保の目標としては現況の緑地量を踏まえ、概ね10年後(中間年次)においては計画決定済み未供用公園緑地の整備を図ることとし、概ね20年後(目標年次)においては地域のバランスを考慮した新規公園緑地整備推進を行うこととします。都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標は、20m²/人（天野川緑地を含めると45m²/人）として設定します。

なお、保全型緑地である天野川緑地を含めた緑地量としては1人あたり45m²を上回ることになりますが、天野川緑地は河川区域内であり身近な公園としては性格が異なるため、ここでは参考値として表示しました。

■緑地の目標水準

年次	現況(平成19年) m ² /人			中間(概ね10年後) m ² /人		目標(概ね20年後) m ² /人	
	A	A'	B	A	B	A	B
都市公園	6.0	1.0	(20.0)	6.4	(20.2)	7.9	(33.5)
公共施設緑地	11.8	11.8	(11.8)	11.6	(11.6)	11.6	(11.6)
合計(都市公園等)	17.8	12.8	(31.9)	18.0	(31.7)	19.5	(45.1)

※ A：天野川緑地を含まない B(参考値)：天野川緑地を含む
現況欄のA、B：都市計画決定済み未供用の公園緑地を含む数値
A'：供用済みの公園緑地に限定した数値

②市街化区域等に対する緑地の確保目標水準（緑地面積率）

市街化区域等に対し44%以上の永続性のある緑地(市街化区域等に隣接する緑地を含む)を確保する

緑地の確保目標水準としての国の指標としては、市街地面積に対し30%以上の緑地確保が望ましいとされています。

本市は、市街地に隣接して風致地区の緑が存在しているという緑に囲まれた市街地特性を考慮し、市街地に隣接し配置されている風致地区面積を加え目標値を設定し、市街化区域等（用途地域を含む）面積に対し44%以上の永続性ある緑地の確保を目標とします。なお、行政区域に対する緑地目標は概ね85%（琵琶湖水面を除く）となります。

■目標年次における緑地確保目標量

	現況（平成19年）	目標（概ね20年後）
A ※1：市街化区域等面積（691ha）に対する割合	2.8% （19ha）	3.7% （概ね 25ha）
A' ※2：市街化区域等に隣接する周辺地域の緑地面積を取り込んだ場合の市街化区域等に対する割合	43.6% （519ha）	44.1% （概ね 525ha）
B：行政区域（22,310ha※3）に対する割合	84.8% （18,930ha）	85.0% （概ね 18,960ha）

○目標値の算出について

$$\text{※1 } A = \frac{25.4}{691} \times 100 = 3.7\%$$

※2 A' の指標

本市は市街地に隣接して風致地区の緑が存在するなど緑に囲まれた特徴的な市街地が形成されています。このような市街化区域等に隣接して存在する緑地等は、Aの指標では除かれるため、A'としてこれら市街化区域等に隣接する緑地も取り込み実質的な緑地の目標水準を設定します。

$$\begin{aligned}
 A' &= \frac{\text{市街化区域等の緑地確保目標量} + \text{市街化区域等に隣接する緑地面積}}{\text{市街化区域等面積} + \text{市街化区域等に隣接する緑地面積}} \times 100 \\
 &= \frac{25.4 + 500}{691 + 500} \times 100 \\
 &= 44.1\%
 \end{aligned}$$

・市街化区域等に隣接する緑地面積は風致地区を対象
横山284ha+米原217ha=501ha、内1haは市街化区域内
このため市街化区域等に隣接する緑地面積としては500ha

※3 行政区域面積

琵琶湖水面を含めると行政区域面積は25,046haであるが、緑地面積率算出に当たっては琵琶湖水面を除いた面積である22,310haを使用し算出しています。

4. 施策の方針

4.1 緑の創出・整備に関わる施策

みどりの創出・整備においては、街区公園・近隣公園・総合公園などの都市公園、学校・グラウンドなどの公共施設緑地、社寺などの民間施設緑地で構成される施設緑地が主対象となります。これらの緑地は、市街地内や市街地周辺を中心に身近な緑の拠点や都市の緑の拠点を形成する緑地として大きな役割を果たしています。地域アンケートなどにみられる要望や計画地の自然環境、景観特性を踏まえつつ、適正な施設緑地の配置を行います。

①緑の拠点の整備(都市公園)

都市公園の区分として、市域全体を誘致圏とし都市を代表する公園である都市基幹公園と、身近な生活圏の公園として配置される住区基幹公園があります。以下に各々の配置計画を示します。

1) 都市基幹公園（総合公園、運動公園）

米原市において都市基幹公園は配置されていませんが、総合的なレクリエーション機能を有す「グリーンパーク山東」が整備されており都市基幹公園的な利用がなされています。このため、都市基幹公園の配置においては、「グリーンパーク山東」を都市基幹公園機能を有す施設として捉え、新たな配置は行いません。

【整備目標と内容】

- ・グリーンパーク山東(5.2ha)を本市のレクリエーション拠点、市の顔となる総合的な公園として、各種交流イベントやスポーツ大会の充実、環境学習の場として活用等、管理運営の充実を図ります。



2) 住区基幹公園（地区公園、近隣公園、街区公園）

住区基幹公園の配置は、地区公園の誘致圏が1,000m、近隣公園が500m、街区公園が250m程度ですが、米原市は、市街地・集落が分散しており、一般的な住区の設定は適当ではなく、地区単位での配置を基本に配置を行います。

ア) 地区公園

地区公園の配置は、概ね1万人規模と設定される1近隣住区4地区で1ヶ所の配置が基本です。人口の目安を指標とすると本市では1ヶ所の配置となりますが、市街地の立地状況や地区単位とした生活圏、鉄道による分断要素を考慮し、米原地域2ヶ所、近江地域1ヶ所の地区公園を配置します。山東地域は、市の交流拠点である「グリーンパーク山東」で地区公園の機能に対応できることで配置は行いません。また、伊吹地域について

は、地区のスポーツグラウンドが配置されていることや伊吹山等を中心としたアウトドアレクリエーションが充実していることなどから、地区公園の配置は行いません。

【整備目標と内容】

a.米原地域→米原駅東部土地区画整理事業地内に米原緑地公園を新規配置(6.13ha)
→礪山周辺に礪公園を新規配置(3.90ha)

◆米原緑地公園

・米原地域のJR線から東地域のレクリエーション拠点・緑の拠点として、米原駅東部区画整理事業地内に米原緑地公園を地区公園として配置します。公園区域内には、区画整理事業地内の緑地部分を取り込み配置し、一括管理していきます。

◆礪公園

・米原市の西部地域における運動レクリエーション的機能を担うとともに、礪山風致地区と一体となった良好な都市環境を形成する場として位置づけ、新規配置します。また、本市の南域の玄関口的な機能にも対応した整備とします。なお、礪公園の整備は、天野川の適正な維持管理と連携した整備を検討します。

b.近江地域→これまでは近隣公園として都市計画決定されていた双葉公園を地区公園として配置(4.00ha)

◆双葉公園

・双葉公園はこれまで近隣公園として位置づけられてきましたが、近江地域の中心部にあること、面積的にも地区公園の標準規模を満たしていることより、近隣住民を対象とした近隣公園から近江地区全体を対象とした地区公園に変更配置します。具体的には、隣接する運動広場や中学校等と連携した近江地域の拠点となる公園として位置づけ、コミュニティ形成や運動、憩い、防災機能などへの対応を図っていきます。

イ) 近隣公園

身近な生活圏を構成する小・中学校の配置及び市街地を勘案し、小・中学校あわせて2～3校に対し近隣公園1ヶ所の割合で配置します。米原市全体では各地域のバランスを考慮し6ヶ所の近隣公園を配置します。なお、近江地域は、近隣公園機能を有している琵琶湖湖岸部のふれあい広場や双葉公園(地区公園)の配置を考慮し、近隣公園の配置は行いません。

【整備目標と内容】

a.米原地域→米原公園(2.8ha)の整備推進

◆米原公園

・JR西側部の中心市街地の住民を対象として、コミュニティ形成拠点、防災時における隣接する小中学校との連携した利用など、地区の緑の拠点となる近隣公園として整備推進を図ります。

・公園区域は、学校敷地として利用されている現況の土地利用形態と近隣公園としての機

能確保を踏まえ現計画決定区域(7.80ha)を見直し、2.8haの近隣公園として区域変更を行います。なお、面積減少分については、同じ米原地域に配置を予定する磯公園(地区公園)で対応を図ります。

a.米原地域→2ヶ所新規配置(各2ha)

◆息郷近隣公園

- ・息郷学区のコミュニティ拠点となる公園として近隣公園を新規配置する。

◆醒井近隣公園

- ・醒井学区のコミュニティ拠点となる公園として近隣公園を新規配置します。

b.山東地域→2ヶ所新規配置(4ha)

◆山東近隣公園

- ・山東地域のコミュニティ拠点となる公園として、公園が不足している長岡周辺、柏原周辺に各々新規配置します。

c.伊吹地域→1ヶ所新規配置(2ha)

◆伊吹近隣公園

- ・伊吹地域のコミュニティ拠点となる公園として近隣公園を新規配置します。

ウ)街区公園

本市では、各自治会区で草の根広場等の街区公園機能を有した公園が設置されており、街区公園の整備量は概ね充足しています。このため、街区公園については、既存施設の有効活用、整備充実を基本とした配置とします。なお、米原駅東部土地区画整理事業地区及び米原南工業団地内では、事業にあわせて街区公園を適正に新規配置します。

【整備目標と内容】

a.米原地域10ヶ所(3.30ha)

◆湯谷公園(供用済み)

- ・近隣公園として都市計画決定済みの湯谷公園は、現状の土地利用や隣接して事業が進められている米原駅東部土地区画整理事業による新たな緑地整備を考慮し、現計画決定区域(1.7ha)を見直し、既供用区域である0.28ha分について街区公園として計画決定の見直しを行います。

◆米原駅東部土地区画整理事業地内の公園

- ・供用済みである米原1号街区公園(米原北公園)の他、米原3号公園(街区公園、0.36ha)を新規配置します。

◆米原南工業団地内の公園

- ・米原南工業団地内公園1(街区公園、1.02ha)、米原南工業団地内公園2(街区公園、0.17ha)を新規配置します。

b.伊吹地域2ヶ所(0.33ha、供用済み)

◆園原児童公園、伊吹ヶ丘児童公園

- ・既存公園を継続配置します。

3) 特殊公園

【整備目標と内容】

- ・既設である柏原公園は特殊公園として位置づけられており継続配置します。



4) 都市緑地

【整備目標と内容】

- ・開設済みの朝妻緑地0.62haの適正な維持管理を図ります。
- ・一部供用済みの湖岸緑地の早期全面供用(5.90ha)を推進します。
- ・米原地域、近江地域に配置されている天野川緑地の供用を推進します。(57.6ha)
- ・天野川緑地は、本市の環境軸を形成する重要な都市緑地であり、これまでの配置に加え、山東地域、伊吹地域についても都市緑地として延長し、全体の開設・供用を推進します。(50ha)。



以上のことから、米原市の将来の都市公園配置数は以下のとおりとなります。

地区公園	3ヶ所（米原地域に2ヶ所、近江地域に1ヶ所）
近隣公園	6ヶ所（米原地域に3ヶ所、山東地域2ヶ所、伊吹地域に1ヶ所）
街区公園	12ヶ所（米原地域に10ヶ所、伊吹地域に2ヶ所）
特殊公園	1ヶ所（山東地域に1ヶ所）
都市緑地	3ヶ所（天野川緑地、湖岸緑地、朝妻緑地）

②その他の公園

1) 公共施設緑地

蓮原農村公園周辺の環境整備、伊吹地域の交流ふれあいの森づくり、近江母の郷文化センター周辺と一体となった緑地拡充整備について推進します。また、醒井養鱒場周辺は自然とのふれあいの場、環境学習の場として活用を図ります。

また、集落毎に配置されている草の根広場の維持管理の充実を図ります。

【整備目標と内容】

- ・既存公園・草の根広場の整備充実等を図ります。 220ヶ所（47.7ha）



2) 民間施設緑地

既存の社寺について緑地として継続的な維持保全を行います。

【整備目標と内容】

- ・樹林地を伴った社寺境内地の維持保全を図ります。274ヶ所（39.35ha）

③都市公園の維持管理の方針

都市公園等は、施設の持つ機能が十分に発揮され、いつでも誰でも安全、快適に公平で、楽しい利用が可能な管理や運営がなされる必要があります。本市では、都市公園として位置づけられていないが同等の機能を有する草の根広場的な小公園も多く見られ、都市公園として管理されていないために十分な維持管理がなされていないケースもあります。また、学区別アンケートの自由意見項目における公園緑地の維持管理面に関する行政への主な要望としては、「公園や河川の植栽維持管理に対する支援」や「住民の公園管理運営への参加」があげられています。

■アンケート調査にみられる公園緑地の維持管理面からの要望等

学区	内 容
米原	公園管理運営へ住民参加、緑化事業に対する市からの経済的支援
息郷	苗木や土壌の整備・提供、公園等への植樹
醒井	無縁墓地対策
坂田	緑化事業への市の支援、公園管理へのボランティア参加
息長	公園の維持管理や活動等に対する市からの支援
山東	里山保全への指導と補助
伊吹	公園維持管理に対する市からの支援

このような背景を踏まえ、都市公園の維持管理の方針を以下のとおりとしました。

●市に帰属する公園の都市公園化の推進と指定管理者の積極的な導入

都市公園事業により整備していく公園だけでなく、開発事業等により市が帰属を受けた一定規模以上の公園等については、市の都市公園に位置づけ、指定管理者制度の積極的な導入を検討しつつ、適正な維持管理を図ります。

●市民と行政とのパートナーシップによる都市公園の維持管理方策の検討

公園緑地に対する幅広いニーズへの対応と公園緑地の有効な利用を図るために、計画段階から管理運営までの様々な段階で、市民と行政とのパートナーシップによる公園の計画、維持管理を検討します。

例えば、本市では、毎年6月のホタルイベントや地域の里山活動等で多くのボランティアの人が運営に携わっていますが、そのような取り組みを市域の公園緑地全般に広げていきます。具体的には、街区公園などの身近な公園では、地域住民が主体となった公園愛護会等により維持管理を充実させたり、地域レベルでの公園では、公募などによる人材確保により管理運営組織をつくり、様々なイベントや催事を進めていくことなどが考えられます。

4.2 緑の保全に関わる施策

本市の緑地保全に関わる地域制緑地は、風致地区を始め、自然公園、農用地区域、河川区域、保安林区域、地域森林計画対象民有林、史跡・天然記念物の指定を受けている緑地等により市域の約8割が指定され、樹林地や丘陵地形が保全されています。今後も、これら地域制緑地の指定を継続し、樹林地及び丘陵地形を保全していきます。

アンケート調査では、残したい緑として下表のような場所が挙げられました。これらは主として下記に示す地域制緑地として大部分は担保方策がとられている場合が多いですが、施策展開において留意していくものとします。

■「残したい緑」として上げられた緑地等（アンケート調査による）

地区	残したい緑
米原	湯谷神社周辺の緑地、街路樹、蓮池、天野川
息郷	里山の保全、旧中山道の景観、稻荷神社の樹木、天野川周辺
醒井	地藏川、周辺の山々の保全
坂田	神社の森、日撫山、湖岸の渚公園、坂田小学校周辺の緑、天野川河畔林整備
息長	かぶと山一体及び大谷ため池周辺、天野川周辺、ホタルや魚が棲める川の保全
山東	旧中山道モミジ並木、社寺の緑、史跡の緑、大峰山、観音寺山、天野川、三島池周辺、弥高川の桜並木
伊吹	社寺の緑、史跡の緑、姉川の清流、伊吹発電所から小泉集落までの景観、伊吹山、棚田の景観保全

①樹林地、里山の保全

●風致地区（都市計画法）

風致地区とは、樹林地、水辺などの良好な自然的要素に富んだ地域等を都市計画に基づき指定し、その風致を維持し都市環境の保全を図るために定める地区です。

本市の風致地区は、横山風致地区、彦根長浜湖岸風致地区、米原風致地区、磯山風致地区の4箇所（約550ha）が指定されており、今後も指定を継続し保全を図っていきます。また、山東地域西側の横山周辺の山地は風致地区指定されている長浜市側と連担する緑地であり、一体的な緑地として風致地区指定を検討していきます。



横山風致地区の緑

●自然公園（自然公園法）

自然公園は、優れた自然の風景を保全するとともにその利用を図り、国民の保健、休養及び強化に資することを目的に自然公園法により指定されるものです。

本市では伊吹山周辺及び霊仙山周辺の山林（約3,100ha）が自然公園に指定されており、これらについて緑の骨格を形成する緑、良好な自然を有する緑地として、今後も指定を継続し保全活用を図っていきます。



自然公園指定を受けている伊吹山

●保安林（森林法）

保安林は、水源のかん養、土砂の流出および崩壊の防備、干害の防備、落石の防止、公衆の保健、風致の保存等を目的として指定される樹林地の保全効果が高い施策であり、今後も指定継続（約5,400ha）をしていきます。

●地域森林計画対象民有林（森林法）

地域森林計画対象民有林は、林業の振興または森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域で、森林法により規定されています。本市の大部分を占めるこれらの民有林（約13,800ha）について、保安林と同様に今後も指定を継続し、樹林地の保全を図っていきます。

●市民緑地や緑地保全地域（都市緑地法）

市民緑地制度とは、緑豊かな土地（樹林地など）の所有者が、行政と一定の期間、その緑の管理についての契約を結び、その土地を一般に開放しながら保全を図っていく制度です。また、緑地保全地域制度は、里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度です。

本市では、自然体験・環境学習等の市民活動の場、市民交流の場として市街地の身近な樹林地が利用されており、適正な緑地保全手法の1つとして本制度等の適用について検討を行っていきます。例えば、対象となる緑地としては、風致地区等の担保方策がかかっていない緑地で市民活動が行われている地区（かぶと山や大谷池周辺、日撫山周辺、観音寺山周辺等）が考えられます。

②文化財として指定されている緑地の保全（文化財保護法）

本市には、文化財として指定されている樹林地・天然記念物は20箇所あります。これらの保全指定の継続を図ります。（醒ヶ井峡谷、伊吹山頂草原植物群落、長岡のゲンジボタル発生地、三島池のカモ及び生息地、山室湿原 等）



③優良農地の保全（農業振興地域整備法）

優良農地（農用地区域）は、農地法により原則として農地転用を禁止し、農業振興の基盤となるべき農地とされています。本市の優良農地（農用地区域約2,800ha）は、琵琶湖湖岸一帯、市内中央の平地、河川沿いに点在して指定されており、これらの区域について遊水機能や田園景観を保全する機能を併せ持つ緑地として、今後も指定を継続し保全を図っていきます。なお、都市公園として整備していく用地で農用地指定をされている地区については、公園整備に向けて調整を図る必要があります。

④河川の保全・活用（河川法）

本市の河川は、一級河川である天野川、姉川をはじめ、準用河川や普通河川があり河川区域により保全されています。天野川はゲンジボタル、地蔵川は絶滅危惧種の淡水魚「ハリヨ」や珍しい水中花「梅花藻」の生息地として良好な河川環境となっています。これらの自然を将来に残していくため、河川区域内の保全と河川敷の緑地整備を進めます。

4.3 緑の育成に関わる施策

①緑のネットワークづくり

道路や河川の軸線を構成する緑と、市街地や集落の公共施設や住宅、工場の緑化を推進し、点から線、面的へと広がる緑化を推進し市全体の緑のネットワーク形成を図ります。緑のネットワークの形成は、環境保全や景観面だけでなく、野鳥などの生物の生息や防災機能上も有効です。

緑化推進は、行政と市民との協働により進めていくことが重要となります。

●道路の緑化

整備済みの道路や新規整備予定の都市計画道路、市の玄関口となる駅前広場では、植栽スペースや道路残地を利用した緑化修景を行います。



都市計画道路の緑化

●河川の緑化

河川沿いでは、遊歩道整備や堤防の緑化を行うことにより、本市の水の軸として良好な河川環境の形成、適切な維持管理を行っていきます。（例えば、ゴミそうじ、定期的な水質調査、草刈、堆積土の浚渫、アユが遡上できるよう段差をなくすなど）これらは、必要に応じて管理者に働きかけを行っていきます。



河川空間の緑化

●公共公益施設の緑化

地域住民が日常的に利用する公共公益施設は、市街地の緑の拠点として、また民有地緑化のモデルとなるような質の高い緑化に努めます。

また、ＪＲ駅などの公共性が高い施設は、事業者の理解と協力を得つつ、緑化を推進します。



公共公益施設の緑化

●学校の緑化

本市には小学校12校、中学校7校、幼稚園5園（休校休園を除く）が配置されており、これらの教育施設では児童の情操教育・環境教育の場として相応しい緑化に努めます。



学校の緑化

●民有地の緑化

商業系市街地は、樹木の緑だけでなく、花を用いることで、まちに明るさや彩りをもたらすような緑化を行い、街の活性化につながる緑化を推進します。特に、接道部や駐車場の緑化を重点的に進めます。

住居系市街地は、緑地協定などの制度を活用して緑化を推進します。また、住居外周塀の生垣化の推進や花壇の設置による潤いのある居住環境整備の推進を進めます。

工業系地域は、工場立地法に基づく緑地の確保や、周辺環境との調和を図るため工場等の接道部の緑化を推進していきます。



住宅の緑化



工場の緑化

②緑化活動の推進

アンケートでは、地域で大切にしている河川や里山、公園等を対象に様々な緑化活動や自然体験活動が行われていることが確認できています。こうしたこれまでの活動に加え、一層の住民の自主的な活動が行われるよう各種緑化活動方策の展開を推進します。また、各種普及・啓蒙活動や顕彰活動の推進を行っていきます。

●緑の普及・啓発

○広報活動の強化

緑化についての意識を普及するため、広報などによる緑化行事の積極的な紹介を行ったり、公園や観光施設内に緑の相談所や地域の緑の紹介コーナーを設置します。

○緑化行事の開催

緑の大切さを理解し、緑を楽しむ機会づくりとして、緑に関する様々な講座・自然観察会などの開催や花いっぱい週間といった市民ぐるみのキャンペーン開催、本市の緑を活かしたイベント活動等を積極的に企画し実施します。

○苗木配布

緑の募金の還元事業として、滋賀県緑化推進委員会などを通じて実施されている苗木の配布を実施します。



緑化講習会の開催

●環境学習、里山活動の推進

本市では各地域で身近な里山（市街地後背地など、かつて薪炭林としてなど生活とつながっていた身近な山林）を活用した環境学習や自然交流がNPO等を主体として盛んに活動されており、それらの活動支援や市主催行事との連携を図った取り組みを推進します。また、伊吹山や霊仙山などの恵まれた森林環境や里山、河川、湖岸などを小学校

等の総合学習の場として活用し、地域住民にとって身近な自然環境や地域資源への関心を深めていきます。

近年、樹林地内で目立ってきている松枯れに対しては、専門家や住民との協力を得ながら対策を検討します。



環境学習の場

●住民参加の推進

都市公園づくりの市民参加、民有地の緑化推進や緑の保全・育成、緑の愛護活動、ボランティア等による公園の管理運営のためのソフトプログラムの整備、企業参加による緑づくり、花苗の育成、樹木の剪定などの管理や屋上緑化などの技術講習会の開催など、市民参加の機会を拡大します。



ワークショップによる公園づくり

○住民参加型の公園づくりの推進

ワークショップ開催により、計画段階からの公園づくりへの住民参加を推進し、公園への愛着を持ってもらうことや、整備後の管理運営への関心を高めてもらうようにします。

○ボランティア活動の場としての公園活用の推進や支援

地域におけるボランティア活動や市民活動の場として、公園の活用を推進したり、活用するための支援を行います。例えば、ボランティアの参加による公園や街路樹の管理運営を進め、地域毎で「緑の名所」づくりなどを行います。また、住民参加型による公共施設や駅周辺等の緑化推進に取り組みます。

○公園愛護会制度による都市公園維持管理

地域毎でシルバー等を対象に公園愛護会を結成し、日常的な維持管理を地域の人々により進めます。

●緑化の助成・表彰

○緑の表彰制度

優良緑化施設や緑化功労者、緑化奉仕団体などに対して表彰や公表を行う制度を制定することにより、緑化に対する活力を創り出します。

○緑化助成制度

生垣や屋上部の緑化についての助成制度を充実します。

4.4 緑地配置のまとめ

市全体の公園整備量について下表に整理します。

■全域

緑地の整備目標総括表

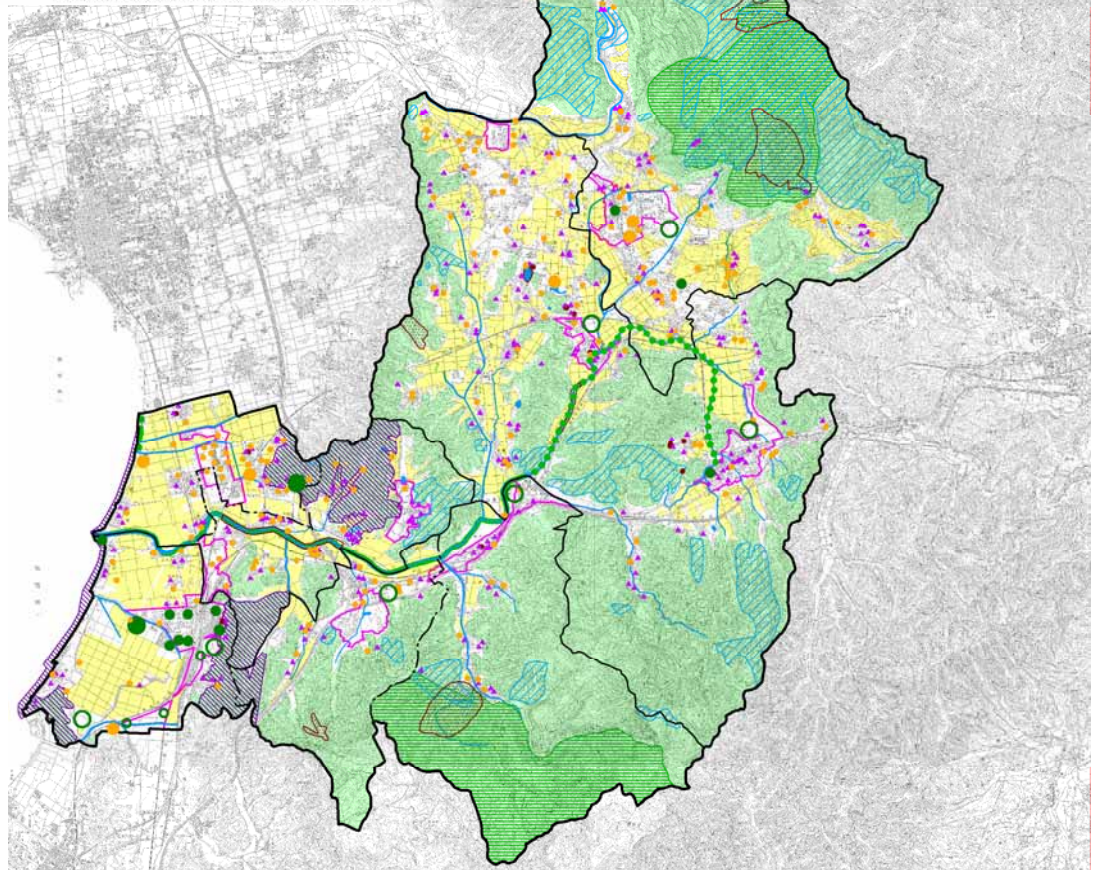
緑地の確保目標に計上した数値

施設緑地別		年次	現況(平成19年)												中間年次(概ね10年後)												目標(概ね20年後)											
			市街化区域・用途地域						行政区区域						市街化区域・用途地域						行政区区域						市街化区域・用途地域						行政区区域					
			整備量	面積(ha)	㎡/人	か所	面積(ha)	㎡/人	整備量	面積(ha)	㎡/人	か所	面積(ha)	㎡/人	整備量	面積(ha)	㎡/人	か所	面積(ha)	㎡/人	整備量	面積(ha)	㎡/人	か所	面積(ha)	㎡/人	整備量	面積(ha)	㎡/人	か所	面積(ha)	㎡/人	整備量	面積(ha)	㎡/人	か所	面積(ha)	㎡/人
施設緑地別	住区基幹公園	6	1.58		8	1.80		10	3.41		12	3.63		10	3.41		12	3.63		10	3.41		12	3.63		10	3.41		12	3.63		10	3.41		12	3.63		
	近隣公園	1	1.70		3	16.00		0	0.00		1	2.80		0	0.00		0	0.00		0	0.00		0	0.00		0	0.00		0	0.00		0	0.00		0	0.00		
	地区公園	0	0.00		0	0.00		1	6.13		3	14.03		1	6.13		3	14.03		1	6.13		3	14.03		1	6.13		3	14.03		1	6.13		3	14.03		
	総合公園	0	0.00		0	0.00		0	0.00		0	0.00		0	0.00		0	0.00		0	0.00		0	0.00		0	0.00		0	0.00		0	0.00		0	0.00		
	運動公園	0	0.00		0	0.00		0	0.00		0	0.00		0	0.00		0	0.00		0	0.00		0	0.00		0	0.00		0	0.00		0	0.00		0	0.00		
	基幹公園計	7	3.28		11	17.80		11	9.54		16	20.46		11	9.54		21	26.56		11	9.54		21	26.56		11	9.54		21	26.56		11	9.54		21	26.56		
	特殊公園	1	0.08		1	0.08		1	0.08		1	0.08		1	0.08		1	0.08		1	0.08		1	0.08		1	0.08		1	0.08		1	0.08		1	0.08		
	都市緑地	0	0.00		3	64.12		0	0.00		3	64.12		0	0.00		3	64.12		0	0.00		3	64.12		0	0.00		3	64.12		0	0.00		3	64.12		
	都市公園計	8	3.36	2.6	15	82.00	20.0	12	9.62	7.0	20	84.66	20.2	12	9.62	7.0	25	140.76	33.5	12	9.62	7.0	25	140.76	33.5	12	9.62	7.0	25	140.76	33.5	12	9.62	7.0	25	140.76	33.5	
	(天野川緑地を除いた都市公園 合計)					24.40	6.0					27.06	6.4																									
	公共施設緑地		31	5.58		221	48.56	11.8	31	5.58		221	48.56	11.6	31	5.58		221	48.56	11.6	31	5.58		221	48.56	11.6	31	5.58		221	48.56	11.6	31	5.58		221	48.56	11.6
都市公園等合計		39	8.94	7.0	236	130.56	31.8	43	15.20	11.0	241	133.22	31.7	43	15.20	11.0	246	189.32	45.1	43	15.20	11.0	246	189.32	45.1	43	15.20	11.0	246	189.32	45.1	43	15.20	11.0	246	189.32	45.1	
(天野川緑地を除いた都市公園等 合計)					72.96	17.8					75.62	18.0																										
民間施設緑地			6.39			39.35			6.39			39.35			6.39			39.35			6.39			39.35			6.39			39.35			6.39			39.35		
施設緑地計			15.33			169.91			21.59			172.57			21.59			228.67			21.59			228.67			21.59			228.67			21.59			228.67		
施設緑地別	緑地保全地区		0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00		
	風致地区		1.11			551.82			1.11			551.82			1.11			551.82			1.11			551.82			1.11			551.82			1.11			551.82		
	自然公園		0.00			3,118.98			0.00			3,118.98			0.00			3,118.98			0.00			3,118.98			0.00			3,118.98			0.00			3,118.98		
	農振農用地		0.00			2,825.48			0.00			2,796.78			0.00			2,796.78			0.00			2,796.78			0.00			2,796.78			0.00			2,796.78		
	保安林		0.00			5,444.44			0.00			5,444.44			0.00			5,444.44			0.00			5,444.44			0.00			5,444.44			0.00			5,444.44		
	地域森林計画対象民有林		0.00			13,823.43			0.00			13,823.43			0.00			13,823.43			0.00			13,823.43			0.00			13,823.43			0.00			13,823.43		
	河川区域		2.98			140.87			2.98			140.87			2.98			140.87			2.98			140.87			2.98			140.87			2.98			140.87		
	文化財として指定されている緑地		0.25			318.74			0.25			318.74			0.25			318.74			0.25			318.74			0.25			318.74			0.25			318.74		
	法によるもの計		4.34			26,223.76			4.34			26,195.06			4.34			26,195.06			4.34			26,195.06			4.34			26,195.06			4.34			26,195.06		
	条例等によるもの		0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00			0.00		
	小計		4.34			26,223.76			4.34			26,195.06			4.34			26,195.06			4.34			26,195.06			4.34			26,195.06			4.34			26,195.06		
地域制緑地の重複		0.25			7,429.41			0.25			7,429.41			0.25			7,429.41			0.25			7,429.41			0.25			7,429.41			0.25			7,429.41			
地域制緑地計		4.09			18,794.35			4.09			18,765.65			4.09			18,765.65			4.09			18,765.65			4.09			18,765.65			4.09			18,765.65			
施設・地域制緑地の重複		0.25			34.67			0.25			34.67			0.25			34.67			0.25			34.67			0.25			34.67			0.25			34.67			
緑地総計	0	19.17			18,929.59			25.43			18,903.55			25.43			18,903.55			25.43			18,903.55			25.43			18,903.55			25.43			18,903.55			
市街地に接した周辺地域の緑地		500.00						500.00						500.00				500.00			500.00					500.00						500.00				500.00		
市街地に接した周辺地域の緑地を含めた緑地総計		519.17						525.43						525.43				525.43			525.43					525.43						525.43				525.43		
施設緑地別	人口	現在市街化区域等人口						将来市街化区域等人口						将来市街化区域等人口						将来市街化区域等人口						将来市街化区域等人口						将来市街化区域等人口						
	行政区人口	41,009 人						42,000 人						42,000 人						42,000 人						42,000 人						42,000 人						
	面積	現在市街化区域等面積						将来市街化区域等面積						将来市街化区域等面積						将来市街化区域等面積						将来市街化区域等面積						将来市街化区域等面積						
	現在市街化区域等に接した周辺地域の緑地面積	1,191 ha						1,191 ha						1,191 ha						1,191 ha						1,191 ha						1,191 ha						
	行政区面積	25,046 ha	2.8 %					25,046 ha	3.7 %					25,046 ha	4.1 %					25,046 ha	4.1 %					25,046 ha	4.1 %											
緑地の確保目標水準	市街化区域等面積に対する割合																																					
	市街化区域等に接した周辺地域の緑地を含めた市街化区域等に対する割合	43.6 %						44.1 %						44.1 %						44.1 %						44.1 %												
	行政区面積に対する割合	75.6 %						75.5 %						75.7 %						75.7 %						75.7 %												
都市公園等目標水準 (住民1人当り面積)	都市公園	20.0 m ² /人						20.2 m ² /人						20.2 m ² /人						20.2 m ² /人						20.2 m ² /人												
	都市公園(天野川緑地を含まない)	6.0 m ² /人						6.4 m ² /人						6.4 m ² /人						6.4 m ² /人						6.4 m ² /人												
	都市公園等	31.8 m ² /人						31.7 m ² /人						31.7 m ² /人						31.7 m ² /人						31.7 m ² /人												
	都市公園等(天野川緑地を含まない)	17.8 m ² /人						18.0 m ² /人						18.0 m ² /人						18.0 m ² /人						18.0 m ² /人												

■施策の方針図

		凡 例	
施設緑地	都市公園等	現況	計画
		●	○
		●	○
	公共施設緑地	●	○
		●	○
		●	○
	民間施設緑地	●	○
		●	○
		●	○
	地域制緑地	●	○
		●	○
		●	○
その他	風致地区		●
	自然公園		●
	農業振興地域・農用地区域		●
	河川区域		●
	保安林		●
	地域森林計画対象民有林		●
	文化財となる緑地		●
その他	市街化区域等		●
	行政区境界		●
	地域界		●
	学区界		●

※都市計画決定済の公園緑地は現況として表示



4.5 地域別の施策の整理

これまで取りまとめた施策や取り組みの方向について、地域別に以下の表に整理しました。

■地域別の施策

地域名	区分	施策、取り組み等
米原地域米原学区 ★まちづくりの核となる都市公園の整備や市街地の緑化推進	整備	・公園の新規整備（米原緑地公園、3号街区公園、米原公園、磯公園、米原南工業団地内街区公園2ヶ所）を行う ・老朽化した公園等のリニューアル整備を行う ・蓮原農村公園周辺、駅周辺の環境整備を行う
	保全	・風致地区（米原、磯山、彦根長浜）継続指定による市街地に近接する緑地を保全する ・青岸寺等の文化財と一体となった緑地の保全を継続する ・天野川緑地の保全と活用
	緑化、維持管理	・中心市街地、公共施設、道路や河川、民有地（店舗、住宅等）の緑化を推進する ・太尾山城跡周辺一帯の緑地を市民緑地等の指定により公的な維持管理を検討する ・市民参加型による米原公園、米原緑地公園等の計画づくりや管理運営を検討する ・環境学習、市民活動の場として磯山風致地区や太尾山城跡等の里山空間を活用する ・花いっぱい運動等の緑化活動を継続する
米原地域息郷学区 ★里山空間の保全と活用	整備	・近隣公園の新規整備（息郷近隣公園）を行う ・老朽化した公園等のリニューアル整備を行う
	保全	・天野川緑地の保全と活用を図る ・蓮華寺、鎌刃城跡の文化財と一体となった緑地の保全を行う
	緑化、維持管理	・地頭山周辺や六波羅山周辺の緑地について、市民緑地等の指定により公的な維持管理を検討する ・市民参加型による公園づくりや管理運営を検討する ・環境学習活動の場として公園緑地、里山空間を活用する ・実施している緑化活動を継続する
米原地域醒井学区 ★歴史的町並みと調和する水辺環境や緑の保全	整備	・近隣公園の新規整備（醒井近隣公園）を行う ・旧醒井宿の歴史的町並みと調和する環境整備を行う ・地藏川、醒井溪谷周辺、醒井七湧水等の環境整備を継続する
	保全	・天野川緑地の保全と活用を図る ・霊仙山自然公園の指定継続をする
	緑化、維持管理	・養鱒場や霊仙山周辺を環境学習の場、レクリエーションネットワークの拠点として充実 ・市民参加型での公園等の計画づくりを検討する ・環境学習活動の場として公園緑地、里山空間を活用する ・実施している緑化活動を継続する

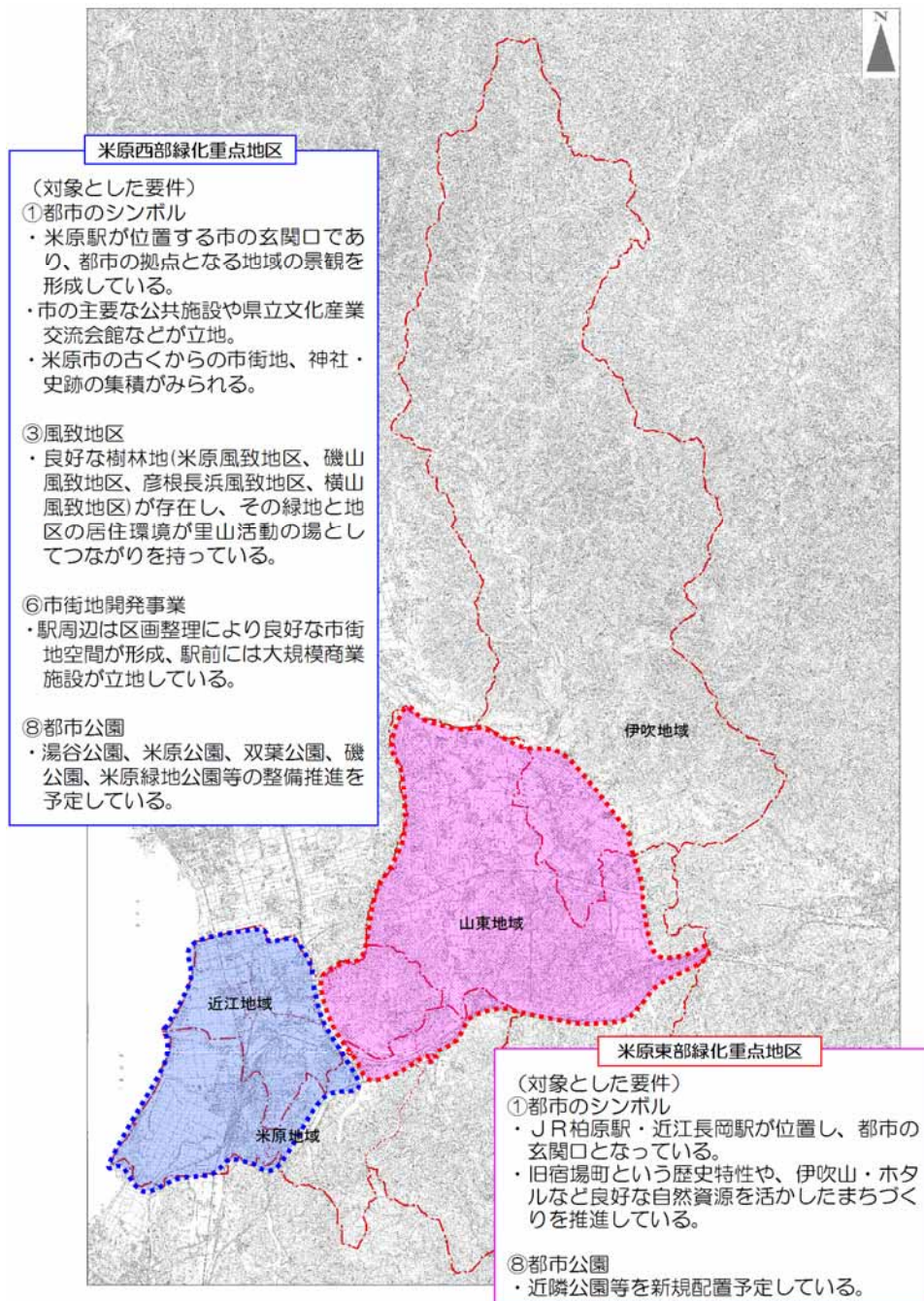
地域名	区分	施策、取り組み等
近江地域坂田学区 ★都市公園の整備と、市民活動の場としての里山空間の保全と活用	整備	・地区公園の新規整備（双葉公園）を行う ・湖岸公園の全面供用に向けて整備を行う ・老朽化した公園等のリニューアル整備を行う
	保全	・風致地区（米原、磯山、彦根長浜）継続指定による市街地に近接する緑地保全を行う ・福田寺等の文化財と一体となった緑地の保全を継続する ・天野川緑地の保全と活用を図る
	緑化、維持管理	・中心市街地、道路、公共施設の緑化推進、民有地の緑化を推進する ・日撫山、坂田小学校周辺一帯の緑地を市民緑地等の指定により維持管理を検討する ・市民参加型での公園等の計画づくりや管理運営を検討する ・環境学習活動の場として公園緑地、里山空間を活用する ・花いっぱい運動等の緑化活動を継続する
近江地域息長学区 ★天野川緑地や里山空間の保全と活用	整備	・近隣公園は坂田学区との境界部に位置する双葉公園で対応する ・老朽化した公園等のリニューアル整備を行う
	保全	・風致地区（横山）継続指定による市街地に近接する緑地の保全・活用を図る ・天野川緑地の保全・活用を図る ・ホタルや魚がすめる川の保全を行う
	緑化、維持管理	・かぶと山、大谷池周辺一帯の緑地を市民緑地等の指定により維持管理を検討する ・市民参加型による公園等の計画づくりや管理運営を検討する ・環境学習活動の場として公園緑地、里山空間を活用する ・花いっぱい運動等の緑化活動を継続する
山東地域 ★天野川・三島池周辺や里山空間の環境整備と市民活動の場としての活用	整備	・近隣公園の新規整備（山東近隣公園）の整備を行う ・旧中山道沿いの町並みに調和した環境整備や駅周辺の景観整備を行う ・臥龍公園づくりの推進や老朽化した公園等のリニューアル整備を行う
	保全	・天野川緑地、宮山周辺の里山空間の保全・活用を図る ・山室湿原周辺等文化財と一体となった緑地の保全を継続する ・ホタルや魚がすめる川の保全を行う
	緑化、維持管理	・道路、公共施設、民有地緑化を推進する ・三島池周辺、大峰山、観音寺山（横山）一帯の緑地を市民緑地等の指定により維持管理を検討する ・市民参加型によるグリーンパーク山東の運営や里山空間整備・活用を推進する ・環境学習活動の場として公園緑地、里山空間を活用する ・花いっぱい運動等の緑化活動を継続する
伊吹地域 ★伊吹山や姉川などの良好な自然を活かした緑地整備や広域型レクリエーション地としての充実	整備	・近隣公園の新規整備（伊吹近隣公園）の整備を行う ・老朽化した公園等のリニューアルや遊具等の施設充実を行う
	保全	・姉川の保全・活用を図る ・諏訪神社等文化財と一体となった緑地の保全を継続する ・棚田の活用を図る ・名水周辺の里山空間の保全・活用を図る
	緑化、維持管理	・道路、公共施設の緑化を推進する ・伊吹山や奥伊吹周辺のレクリエーション地の運営充実を図る ・環境学習活動の場として公園緑地、里山空間を活用する ・花いっぱい運動等の緑化活動を継続する

5.緑化重点地区計画

5.1 緑化重点地区の設定

公園緑地の整備推進に向けて、都市公園だけの事業推進ではなく、地域全体で取り組んでいくことが有効です。このため、都市公園事業とその他の公共事業による緑化、民有地の緑化を一体的に推進していく緑化重点地区を設定していくことが効果的となります。本市における緑化重点地区として、米原西部地区、米原東部地区の2地区を設定します。以下に、緑化重点地区として設定した理由をまとめます。

■緑化重点地区位置と設定理由



■米原東部緑化重点地区

■解説

- ・本市のほぼ中央部で山東、伊吹、天照、近江地域にまたがる面積約5.210haの地区。
- ・自然公園指定を受けている北の伊吹山、南の雲梯山にはさまたれた位置にあり、カモの生息地として県天然記念物指定を受けている三島池やゲンジボタルの発生地として国指定の特別天然記念物および天然記念物指定を受けている天野川、市指定の天然記念物である山室遺跡などが存在する。自然に恵まれた地域である。
- ・エリアの大部分が田園地となっており、ホテルの自然発生の景観が点在している。また、歴史の面影を残す旧稲垣町など古くからの集落が点在している。
- ・近江地域を代表する田園景観であり、米原市を代表する田園景観を有する「グリーンパーク山東」が三島池に隣接して整備されている。また、伊吹地区には、交通拠点として利用されている重要な歴史文化センターが整備されている。

■緑化方針

自然と歴史を活かした緑のまちづくり

- グリーンパーク山東、天野川沿いの良好な水辺環境やゲンジボタル発生地の保全
- 地区のコミュニティ拠点となる近隣公園の整備
- JR駅跡地の再開発や景観に近接する雲梯山の再生
- 旧稲垣町の町並みや社寺林といった地域の歴史を継承する緑の保全

- グリーンパーク山東
・カモやゲンジボタルの生息地である三島池を含む良好な自然環境を保全すると共に、本市の主要なスポーツ・レクリエーションの拠点として魅力ある緑化を推進していく。

- 近隣公園の整備
・山東地区(長岡)のコミュニティ拠点となる公園の整備を推進する。

- 田園景観の保全
・良好な田園景観を保全する。

- 雲梯山風致地区
・風致地区を維持し、緑の連続性を確保する。

- 雲梯山の保全
・雲梯山の河川環境を保全する。

- 近隣公園の整備
・雲梯学区(緑口、河内)のコミュニティ拠点となる公園の整備を推進する。

●婦川の保全

- ・婦川の河川環境を保全する。

●水辺の有効活用

- ・ハリヨが生息する水辺環境を保全する。

●横山の保全

- ・横山地区に隣接する緑地として、横山の保全を図る。

●街区公園の有効活用

- ・春原地区のコミュニティ拠点として、南原児童公園の有効活用を図り、整備充実を推進する。

●基幹地の緑化推進

- ・寺社境内地の樹林を保全する。
- ・住宅の密集するエリアでは民有地の余地や外周の緑化を推進する。
- ・街路樹植栽やフラワーポットの設置など現況条件に応じた地域住民の生活道路の緑化を推進する。

●用途地域周辺の緑化推進

- ・伊吹山中学校や総合体育館、蓮島の田文化センター等の公共施設や工場跡地では施設や外周の緑化を推進し、民有地緑化のモデルとしていく。

●近隣公園の整備

- ・伊吹地区のコミュニティ拠点となる公園の整備を推進する。また、隣接する東部の田文化センターとの一体的な活用を推進し、緑の拠点を図る。

●街区公園の有効活用

- ・伊吹ヶ丘地区のコミュニティ拠点として、伊吹ヶ丘児童公園の有効活用を図る。

●田園景観の保全

- ・良好な田園景観を保全する。

●天野川緑地の保全

- ・ゲンジボタルの発生する天野川沿川の良質な河川環境を保全する。

●近隣公園の整備

- ・山東地区(柏原)のコミュニティ拠点となる公園の整備を推進する。

●用途地域周辺の緑化推進

- ・柏原駅前や柏原小中学校等主要施設の緑化を推進する。
- ・工場跡地外周の緑化推進と寺社境内地の既存樹林を保全する。

●ゲンジボタル生息地の保全

- ・天野川に点在するゲンジボタルの生息地を保全する。

●特殊公園の有効活用

- ・柏原地区に整備されている柏原緑地の有効活用を図り、緑化を推進する。

●近隣公園の整備

- ・龍井学区(一色)のコミュニティ拠点となる公園の整備を推進する。

●市街化区域周辺の緑化推進や水辺環境の保全

- ・龍ヶ井駅前や龍井小中学校等主要施設の緑化を推進する。
- ・地蔵川の水辺環境を保全する。

■凡例	
緑化重点地区区域	
用途地域	
風致地区	
ホテルの主な発生地	
既存農耕地	

